

平成26年度事業方針(案)

甲 寿 園

1. はじめに

平成27年度介護報酬改定について、方向性が明らかになってきています。「介護保険制度の見直しに関する意見」(厚生労働省)では、

- ① 地域支援事業の見直しに併せた予防給付の見直し
- ② 小規模デイサービスを地域密着型サービスへ移行
- ③ 居宅介護支援事業所の指定権限を市町村へ移譲
- ④ 特別養護老人ホームの入居者を中重度者に限定(要介護3以上)
- ⑤ サービス付き高齢者住宅に住所特例を適用
- ⑥ 一定以上所得者の利用者負担を2割に引き上げ
- ⑦ 一定以上の資産保有者の補足給付を見直し

ということであり、大きな目的は、「地域包括ケアシステムの構築」と「介護保険制度の持続可能性の確保」の2点をあげています。西宮市においては、「平成37年における高齢者介護のあるべき姿」として「安心して介護サービスを使えるまち」をめざし介護保険事業を推進させています。急速な高齢化の進展や高齢者の環境変化に対応し、高齢者が要介護状態になっても可能な限り、住み慣れた地域で継続して生活できるように地域包括ケアシステムの構築が求められています。地域包括ケアシステムは、施設ケアと在宅ケアの連携システムです。甲寿園は、長年培ってきた介護の経験を活かして地域住民の皆様に対する在宅支援を充実させていくと共に地域連携への視点をさらに重視していきます。

甲寿園の介護サービス事業への外部評価として、兵庫県福祉サービス第三者評価事業、兵庫県老人福祉事業協会サービス評価事業を2年続けて受審し、高い評価をいただくと同時に改善すべき内容のご指摘も受けています。改善すべき内容については今年度事業の中で充実させていきます。

2. 事業計画

特別養護老人ホームの介護力、看護力、リハビリテーション力を高め、在宅支援、地域包括ケアシステムの拠点施設として信頼される施設運営を行います。地域貢献として、六甲東山麓にある自治会と連携した取り組みを進めます。

今年度は、北館3階の改修工事を推進することに全力を挙げていきます。甲寿園全体としては、南館改築後13年が経過し、建物及び設備機器の補修工事を具体化していく年度となります。工事の資金計画を関係者、職員で確立させます。

甲寿園の各事業は、基本となる法令を遵守しながら事業を推進し、目標の利用率達成のために全職員が意見を出し合い、全員の力をまとめ、発揮できるよう管理者、役職者は推進役となります。介護職員の資質の向上をめざし研修を計画的に行います。また、無資格職員への研修を計画的に進めると同時に資格を取得するための援助を行います。

1) 特別養護老人ホーム入居者の円滑な受け入れを行います

(ア) 特別養護老人ホーム(定員168名)の入居者は、年間を通じて平均166名(利用率

98.8%)を目標とします。入居計画委員会を毎月開催し入居予定を決定します。

- (イ) 介護職員を適切配置し、ゆったりと寄り添う援助を行います。
- (ウ) 園内での異動を行う事により、フロアの活性化を図ります。異動時期については、4月～6月、10月に行い、援助サービスに混乱が生じないようにします。
- (エ) 職員の健康と入居者の安全を守るために介護リフトを有効に活用します。
- (オ) より良い介護を実現するために職員が意見を述べ、実践できるチームケアを確立します。
- (カ) 兵庫県第三者評価事業および兵庫県老人福祉事業協会サービス評価事業受審結果を踏まえサービス評価委員会を毎月開催し、介護サービス向上をさらにめざします。

2) 市民、利用者から信頼される在宅支援事業を行います

在宅支援事業の取り組みとして、平成26年5月16日、地域内の民生委員・児童委員、自治会と連携し、春フェスタを開催します。市内の介護サービス事業者、市民を招待し、在宅支援事業のお祭りを企画します。また、地域に目を向けた市民講座を行うことにより、市民、介護事業者に甲寿園の在宅支援事業をアピールし、安定した事業運営ができるようにします。利用率を引き上げるために各事業が協力し合い、情報を交換、そして、在宅の利用者の皆様が安心して、通常の暮らしを継続して頂く支援を行います。

(ア) 居宅介護支援

介護支援専門員1名を配置し、要介護35件、介護予防8件の受託を行います。ケアプラン件数を増やし、適切な時期に2名体制を確立します。将来計画として3名の居宅介護支援事業所(特定事業所加算)をめざします。

(イ) 短期入所生活介護(ショートステイ・定員14名)

利用率130%を目標にします。平均120%を維持できるように特別養護老人ホームの空床を利用し利用者を増やします。介護者の病気や虐待などに対し緊急ショートステイを積極的に受け入れます。在宅での暮らしを支援するために、利用者とその家族の気持ちを尊重した受入れ相談を行います。生活相談員は、適切な時期に専任配置します。

(ウ) 通所介護(デイサービス・定員28名)

利用は、1日25名(90%)を目標とし、平均85%の利用率を維持します。通所介護サービスを希望する在宅高齢者の要望に速やかに応える体制を整え、個々のケアプランに沿った援助を行い、居心地の良い環境を整備します。作業療法士を配置しリハビリテーションを充実させます。目標を達成するために管理者、生活相談員、役職者が居宅介護支援事業所、地域住民に宣伝(チラシ、デイ便り)を行います。特養配置の理学療法士、作業療法士と連携し、レクリエーション、機能訓練を充実させ、デイサービスに来て楽しく、充実した時間を過ごして頂けるようにします。

3) 研修を充実させ、質の高い職員を育成します

- (ア) 職員研修は、年間計画に沿って実施します。年間計画は、研修委員会が作成します。前兵庫県介護福祉士会会長(介護共育研究会)とスーパーバイザー契約を行い、認知症ケアの充実、介護の質の向上を計画的に進めます。新任研修、中堅研修、役職者研修を行います。
- (イ) 職員は、社会性と専門性を高めるため自己研修制度を活用し研鑽に努めます。また、必要な資格を取得し、自らのキャリア・アップに努めます。(介護職員初任者研修・介護福祉士・社会福祉士・介護支援専門員・社会福祉主事・認知症ケア専門士・簿記他)

- (ウ) 海外の福祉を学ぶ機会として、他団体主催の海外研修視察への申込みを積極的に行います。
- (エ) 3年、5年、10年目の職員に対し、リーダー養成を行います。
- (オ) 言葉づかいと接遇マナーは、高齢者に対する尊厳を守る基本であり、日々、お互いに点検し合える環境をつくります。「日本語検定試験」を1～3年の職員を対象に研修として受検します。

4) 介護課

- (ア) 役職職員を中心に丁寧で優しい、質の高い介護の提供を行います。
- (イ) 係長会議を定期的で開催します。

5) 看護課

- (ア) 看護課を確立し、入居者が安心して暮らすことができる健康・衛生管理を充実させます。
- (イ) 看護職員を雇用し、安定した看護体制を確保します。役職体制を確立する準備を進めます。

6) 栄養室

- (ア) ソフト食、バイキング食や選択食、行事食など、季節感のある美味しい食事を提供します。
- (イ) 食事委員会を隔月に開催します。
- (ウ) 食器の定期的な購入を計画的に行います。

7) 生活相談室

- (ア) 特別養護老人ホームの入居待機者に対し、面接を円滑に進めます。
- (イ) 生活相談室（生活相談員3名、ケアマネジャー2名、通院介助補助員1名）を充実します。
- (ウ) 入居待機者情報を適正に整備し、待機者に「甲寿園だより」などの情報を提供します。
- (エ) 特別養護老人ホーム入居者の家族懇談会を行います。

8) リハビリテーション室

- (ア) 作業療法士、理学療法士とリハビリテーション委員が中心となり、入居者の生活リハビリテーション、作業療法の充実を図ります。
- (イ) 作業療法士養成学校の実習生を受け入れます。

9) 設備用務室

- (ア) 職員間の連携を強め、設備、環境面での業務を円滑に進めます。
- (イ) 運転業務を安全に行えるよう安全運転教育を進めます。
- (ウ) 設備、介護備品、車両の点検を行い、安全に使用できるようにします。

10) 事務室

- (ア) 職員間の連携を強め、勤怠、請求、経理などの事務業務を円滑に進めます。
- (イ) 来客者、家族、利用者、入居者に対し、心地よい接遇マナーを重視します。
- (ウ) 事務室を整理整頓し、個人情報管理を適正に行います。

11) にしのみや苑との連携を深めます

- (ア) 定期的に管理者合同会議を行い、高齢者介護事業の連携を図ります。
- (イ) 職員研修、交換研修を合同で行います。
- (ウ) 各部署間の連携を進めます。
- (エ) にしのみや苑との合同調理を行います。甲寿園厨房で調理し、にしのみや苑厨房において配膳することができるように給食業務委託会社に対し、業務委託の見直しを行います。

12) 社会貢献、地域連携、情報公開、ボランティア支援を行います

- (ア) 地域交流スペースを市民に活用して頂けるようにします。六甲東山麓にある自治会と防災協力し自治会の皆様に活用して頂きます。
- (イ) 福祉避難所としての役割を地域住民に周知していきます。
- (ウ) ボランティア活動に多くの市民に協力して頂けるようにします。また、ボランティアの養成を行います。ボランティア感謝の集いは、「歓びの会」(敬老会)に開催します。
- (エ) 市民への介護技術、認知症ケア等の公開講習会を企画します。
- (オ) ホームページと甲寿園公式フェイスブックをさらに充実させます。また、「甲寿園だより」を毎月発行し、「事業報告集」を7月に発行します。

13) 備品、設備、環境整備を行います

- (ア) 北館3階の改修工事(トイレ・汚物処理室・ダイルーム)を行います。
- (イ) 介護・リハビリテーションに必要な備品、医療用機器を購入します。
- (ウ) 特養ホーム浴室(特殊浴槽)の改修準備を行います。
- (エ) 会議室、応接室のテーブル等の更新を行います。
- (オ) 節電対策(LED照明への転換等)を行います。